

# 平成29年度一般会計決算見込みの概要について

平成30年8月3日  
千葉県総務部財政課  
043(223)2076

## 1 決算見込みのポイント

- 平成29年度一般会計の決算は、**歳入が、前年度比2.3%増（368億円増）の1兆6,686億円、歳出が、前年度比2.4%増（382億円増）の1兆6,552億円**であり、いずれも増となりました。
- これは、歳入については、景気回復に伴う個人県民税や法人二税の増及び原油高等による輸入額の増に伴う地方消費税の増などにより**県税収入が増加**したこと、歳出については、**社会保障関係経費が増加**したほか、国民健康保険財政安定化基金などへの**積立金が増加**したこと、衛生研究所施設整備事業などの**投資的経費が増加**したことなどが主な要因です。

〔平成29年度 一般会計決算収支の状況〕

（単位：百万円、％）

区 分	29年度 ①	28年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
<b>歳入総額 A</b>	<b>1,668,623</b>	1,631,865	36,758	<b>2.3</b>
<b>歳出総額 B</b>	<b>1,655,223</b>	1,617,022	38,201	<b>2.4</b>
歳入歳出差引 C=A-B	13,400	14,843	△1,443	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	6,562	8,034	△1,472	
<b>実質収支※2 C-D</b>	<b>6,838</b>	6,808	29	

※表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

- 平成29年度の一般会計決算における**実質収支は、68億円の黒字**となりました。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

## 2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分		29年度 A	28年度 B	比較 A-B=C	増減率 C/B
①	県 税	816,817	781,887	34,930	4.5%
うち	個人県民税	285,678	271,973	13,705	5.0%
	法人二税	161,183	155,792	5,391	3.5%
	地方消費税	207,200	195,339	11,861	6.1%
	その他の税	162,756	158,783	3,973	2.5%
②	地方交付税	176,305	184,469	△8,164	△4.4%
うち	普通交付税 (下記の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税)	171,722 (291,257)	180,226 (292,840)	△8,504 (△1,583)	△4.7% (△0.5%)
	特別交付税	4,583	4,242	341	8.0%
③	国庫支出金	167,380	172,285	△4,905	△2.8%
④	繰入金	21,792	19,758	2,034	10.3%
⑤	諸収入	164,546	172,123	△7,577	△4.4%
⑥	県 債	182,121	169,869	12,252	7.2%
うち	建設地方債	62,586	57,255	5,331	9.3%
	臨時財政対策債※3	119,535	112,614	6,921	6.1%
	そ の 他	139,662	131,474	8,188	6.2%
うち	⑦地方法人特別譲与税※4	79,234	76,244	2,990	3.9%
	繰越金	14,843	8,651	6,192	71.6%
	計	1,668,623	1,631,865	36,758	2.3%

※ 3 臨時財政対策債

平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 地方法人特別譲与税

地方税の都道府県ごとの偏在を是正するため、法人事業税の一部を国税化（地方法人特別税）したうえで、人口と従業員数を基準に都道府県に再配分（地方法人特別譲与税）されている。

## 《主な増減要因》

### ① 県 税

景気回復に伴う個人県民税や法人二税の増、さらには、原油高等による輸入額の増に伴う地方消費税の増などにより、全体としては4.5%増の8,168億円となりました。

※ 地方消費税の税率引上げによる増収分(市町村交付金を除く448億円)については、全額社会保障関係経費(一般財源ベース2,517億円)の財源に充てています。

### ② 地方交付税

地方交付税は教職員給与負担の千葉市への移譲などに伴い、4.4%減の1,763億円となりました。

なお、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、0.5%減の2,913億円となりました。

### ③ 国庫支出金

教職員給与負担の千葉市への移譲に伴い、義務教育給与費負担金が大幅に減少した一方、国民健康保険財政安定化基金積立に係る国民健康保険指導費負担金が増加したことなどから、2.8%減の1,674億円となりました。

### ④ 繰入金

衛生研究所や消防学校・防災研修センターなど県有施設長寿命化基金を活用した施設整備事業が増加したことなどから、10.3%増の218億円となりました。

### ⑤ 諸収入

中小企業振興資金に係る貸付金の返還額が減少したことなどから、4.4%減の1,645億円となりました。

### ⑥ 県 債

衛生研究所や消防学校・防災研修センターなどの施設整備により建設地方債が増加したことに加え、臨時財政対策債が増加したことから、7.2%増の1,821億円となりました。

### ⑦ 地方法人特別譲与税

企業収益の増加により、地方法人特別譲与税の原資となる地方法人特別税(国税)が増収となったことから、3.9%増の792億円となりました。

### 3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		29年度 A	28年度 B	比 較 A-B=C	増減率 C/B
①	人 件 費	536,160	576,066	△39,906	△6.9%
②	扶 助 費※5	36,042	34,482	1,560	4.5%
③	公 債 費	203,790	198,774	5,016	2.5%
④	投 資 的 経 費	137,508	126,911	10,597	8.3%
うち	普 通 建 設 事 業	115,576	109,938	5,638	5.1%
	直 轄	20,711	16,120	4,591	28.5%
	災 害 復 旧	1,196	838	358	42.7%
⑤	補 助 費 等	511,487	464,309	47,178	10.2%
うち	税 関 係 交 付 金	163,180	127,739	35,441	27.7%
⑥	そ の 他	230,236	216,480	13,756	6.4%
うち	積 立 金	28,038	10,234	17,804	174.0%
	繰 出 金	9,920	7,314	2,606	35.6%
計		1,655,223	1,617,022	38,201	2.4%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

## 〈主な増減要因〉

### ① 人件費

給与改定に伴う増があったものの、教職員給与負担の千葉市への移譲や退職手当の制度改正などによる減に伴い、6.9%減の5,362億円となりました。

### ② 扶助費

児童保護措置費や障害者自立支援医療事業などの社会保障関係経費が増加したことなどにより、4.5%増の360億円となりました。

### ③ 公債費

普通交付税の振替である臨時財政対策債の残高の増により、これに係る元利償還金が増加したことから、2.5%増の2,038億円となりました。

### ④ 投資的経費

衛生研究所や消防学校・防災研修センターなどの施設整備の増や外環道や圏央道などの直轄事業負担金の増などから、8.3%増の1,375億円となりました。

### ⑤ 補助費等

教職員給与負担の千葉市への移譲に伴い、平成29年度に限り千葉市に交付する個人県民税所得割交付金が増設されたことなどにより税関係交付金が大幅に増加したことや、認定こども園・保育所等に係る施設型給付費などの社会保障関係経費が増加したことなどから、10.2%増の5,115億円となりました。

### ⑥ その他

国民健康保険財政安定化基金や県有施設長寿命化等推進基金への積立て（積立金）及び財政調整基金への積立て（繰出金）が増となったことなどにより、6.4%増の2,302億円となりました。

#### ※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○社会保障関係経費（全体） 2,686億円（前年度比 +99億円 +3.8%）

（主なもの）

・介護給付費県負担金	550億円（前年度比 +21億円 +4.0%）
・後期高齢者医療給付費県負担金	442億円（前年度比 +18億円 +4.2%）
・自立支援給付費県負担金	186億円（前年度比 +14億円 +8.1%）
・施設型給付費（認定こども園、保育所等）	117億円（前年度比 +24億円 +25.7%）
・後期高齢者医療広域連合経営安定化対策事業	99億円（前年度比 +3億円 +3.5%）

## 4 今後に向けて

- 平成 29 年度は、景気回復に伴う個人県民税や法人二税の増及び円安・原油高に伴う輸入額の増による地方消費税の増などにより県税収入が伸びたこと、執行時における徹底した経費の節減に努めたことなどから、黒字を確保することができました。
- 一方で、今後の財政の見通しについては、県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、高齢化の進展による社会保障費の増など、今後も義務的経費が増加傾向にあることに加え、老朽化が進む県有施設への対応が必要となるなど、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。
- このような厳しい財政状況にあっても、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、多様な県民ニーズを踏まえた施策を展開していくため、昨年11月に策定した「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」に基づき、事務事業の見直しや県税収入等の自主財源の確保、基金の積立・確保、資産マネジメントの推進などの取組を進め、持続可能な財政構造の確立に努めてまいります。

## <参考一覧>

(参考 1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

(参考 2) 県債残高の推移

(参考 3) 普通会計の決算見込み

(参考 4) 平成 29 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考1) 一般会計の目的別歳出※6決算の状況

○ 目的別歳出決算は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	29年度		28年度		比較	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比	①-②	
総 務 費	120,848	7.3%	106,846	6.6%	14,002	・ 県有施設長寿化等推進基金積立金 +71億円 ・ (特)財政調整基金繰出金 +27億円 ・ 消防学校・防災研修センター整備事業 +26億円
民 生 費	283,244	17.1%	258,025	16.0%	25,219	・ 国民健康保険財政安定化基金積立金 +82億円 ・ 施設型給付費 +24億円 ・ 介護給付費県負担金 +21億円
衛 生 費	70,382	4.2%	65,299	4.0%	5,083	・ 衛生研究所施設整備事業 +38億円 ・ (特)病院事業会計繰出金 +13億円
環 境 費	4,309	0.2%	4,815	0.3%	△506	・ 住宅用省エネルギー設備等導入促進事業 △2億円 ・ 再生可能エネルギー等導入推進基金国庫返還金 △2億円
商工労働費	147,362	8.9%	154,711	9.6%	△7,349	・ 中小企業振興資金事業 △66億円 ・ 緊急雇用創出事業等臨時特例基金国庫返還金 △1億円
農林水産業費	44,175	2.7%	41,403	2.6%	2,772	・ 経営体育成基盤整備事業 +13億円 ・ 拠点漁港機能強化事業 +10億円
土 木 費	103,880	6.3%	107,089	6.6%	△3,209	・ 街路費 △30億円 ・ 河川海岸費 + 6億円 ・ 公園費 △ 5億円
警 察 費	145,515	8.8%	141,600	8.8%	3,914	・ 人件費 +37億円
教 育 費	374,320	22.6%	416,920	25.8%	△42,600	・ 人件費 △419億円 ・ 特別支援学校施設整備事業 △10億円 ・ 高等学校施設整備事業 + 5億円
公 債 費	204,878	12.4%	199,729	12.4%	5,149	・ 満期一括分積立金及び利子 +29億円 ・ 定時償還分の元金及び利子 +21億円
災 害 復 旧 費	1,193	0.1%	759	0.1%	434	・ 土木施設 + 4億円
そ の 他	155,118	9.4%	119,825	7.4%	35,293	・ 税関係交付金 +354億円
計	1,655,223	100%	1,617,022	100%	38,201	

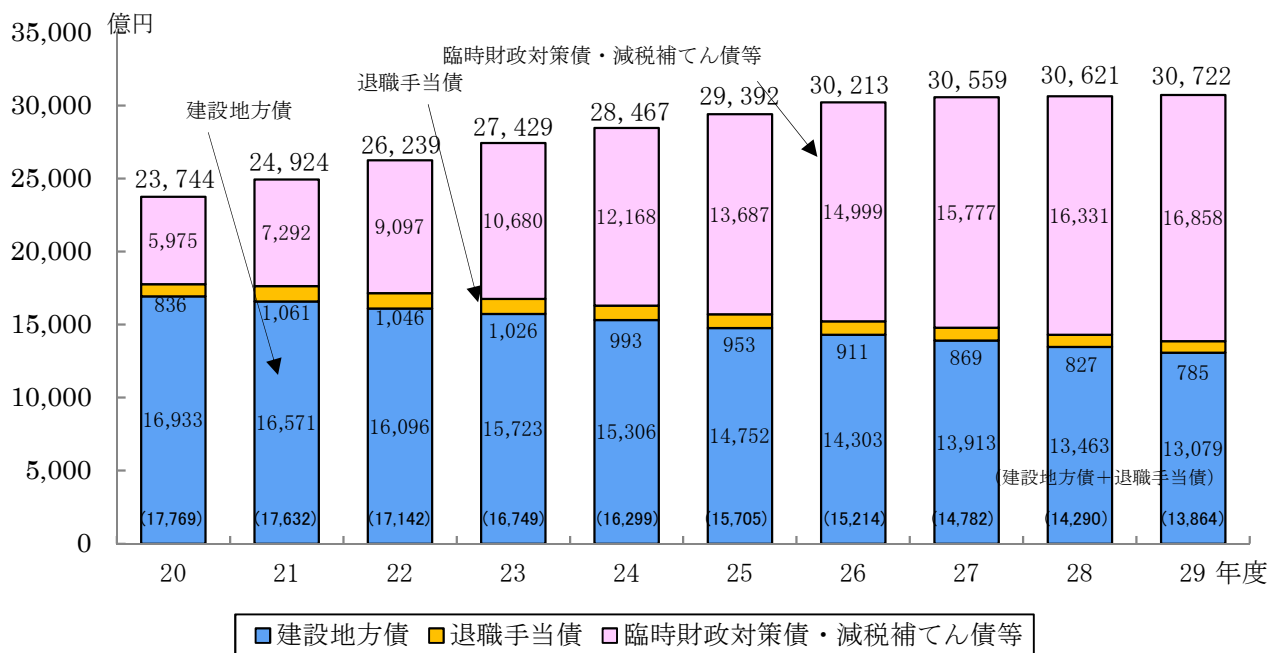
※6 目的別歳出

地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。



## (参考2) 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）は3兆722億円となり前年度に比べ101億円、0.3%増加しましたが、普通交付税の振替である臨時財政対策債等を除いた建設地方債等の残高は1兆3,864億円で、前年度に比べ426億円、3.0%減少しています。



区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
建設地方債等①	17,769	17,632	17,142	16,749	16,299	15,705	15,214	14,782	14,290	13,864
建設地方債	16,933	16,571	16,096	15,723	15,306	14,752	14,303	13,913	13,463	13,079
退職手当債	836	1,061	1,046	1,026	993	953	911	869	827	785
臨時財政対策債等②	5,975	7,292	9,097	10,680	12,168	13,687	14,999	15,777	16,331	16,858
計(① + ②)	23,744	24,924	26,239	27,429	28,467	29,392	30,213	30,559	30,621	30,722
(参考) 満期一括償還 のための積立金残高	1,932	2,177	2,442	2,818	3,166	3,342	3,526	3,722	4,125	4,619

### (参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 平成29年度 普通会計※7 決算収支の状況 (単位：百万円)

区 分	29年度 ①	28年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
<b>歳入総額A</b>	<b>1,698,939</b>	1,659,526	39,413	<b>2.4%</b>
<b>歳出総額B</b>	<b>1,673,097</b>	1,633,756	39,341	<b>2.4%</b>
歳入歳出差引 C=A-B	25,842	25,770	72	
翌年度へ繰り越すべき財源D	10,016	11,171	△1,155	
<b>実質収支C-D</b>	<b>15,826</b>	14,599	1,227	

- 一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 2.4%増の 1 兆 6,989 億円、歳出で前年度比 2.4%増の 1 兆 6,731 億円となり、実質収支は 158 億円の黒字となりました。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	29年度 ①	28年度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率 (%)	<b>96.3</b>	97.1	△0.8

- 経常収支比率については、社会保障関係経費が増えたものの、県税収入が大幅に伸びたことから、前年度比で0.8ポイント改善し96.3%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と15の特別会計を合わせた全16会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計8会計（上水道事業会計、病院事業会計等）がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(参考4) 平成29年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	29年度	28年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

- 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	29年度	28年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

- 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	29年度	28年度
	9.8%	10.4%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

- 建設地方債等の残高の減少や近年の低金利により地方債の元利償還金が減少したことなどから、前年度の10.4%から9.8%と0.6ポイント改善しました。

将来負担比率	29年度	28年度
	151.3%	154.2%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

- 建設地方債等の残高や退職手当支給予定額等の将来負担額が減少するとともに、充当可能な基金残高が増加したことなどにより、前年度の154.2%から151.3%と2.9ポイント改善しました。

2 各公営企業の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業はありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く14の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額(形式収支)」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額(実質収支)が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①+②の合計額
  - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(公営競技事業)の実質赤字額
  - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの8の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (\text{3か年平均})$$

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
  - (ア)満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
  - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
  - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金  
[対象組合]北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団
  - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
  - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：  
地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

**実質公債費比率の内訳**

				単位：億円
構成要素	平成29年度	平成28年度	平成27年度	29年度と28年度の差引
<b>分子 ①=②+③-④</b>	835	922	959	△ 87
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	736	757	774	△ 21
準元利償還金 ③	1,464	1,474	1,465	△ 10
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,365	1,309	1,280	56
<b>分母 ⑤=⑥-⑦</b>	9,099	9,300	9,278	△ 201
標準財政規模 ⑥	10,464	10,609	10,558	△ 145
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	1,365	1,309	1,280	56
単年度の比率 ①/⑤	9.1	9.9	10.3	△ 0.8
<b>実質公債費比率(平成27年度～29年度平均)</b>	<b>9.8</b>			
<b>【参考】平成26年度～28年度平均</b>	<b>10.4</b>			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②将来負担額:③～⑩の合計額  
 ③一般会計等の年度末地方債現在高  
 ④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)  
 ⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額  
 ⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額  
 [対象組合]北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団  
 ⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)  
 ⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額  
 [対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、(公社)千葉県園芸協会、  
 (一財)千葉県まちづくり公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター  
 千葉県漁業協同組合連合会  
 ⑨連結実質赤字額  
 ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額  
 [対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団  
 ⑫充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高  
 ⑬特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)  
 ⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:  
 今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構成要素	平成29年度	平成28年度	差引	備考
<b>分子 ①=②-⑩</b>	<b>13,769</b>	<b>14,349</b>	<b>△ 580</b>	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	40,237	40,259	△ 22	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	35,582	35,020	562	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	18,431	18,860	△ 429	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	334	384	△ 50	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	469	434	35	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	3,827	4,395	△ 568	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	25	26	△ 1	公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	26,468	25,910	558	
充当可能基金額 ⑫	6,431	5,915	516	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	915	1,013	△ 98	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	19,122	18,982	140	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
<b>分母 ⑮=⑯-⑰</b>	<b>9,099</b>	<b>9,300</b>	<b>△ 201</b>	
標準財政規模 ⑯	10,464	10,609	△ 145	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,365	1,309	56	
<b>将来負担比率(%) ①/⑮</b>	<b>151.3</b>	<b>154.2</b>	<b>△ 2.9</b>	

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業]資金の不足額=(流動負債-流動資産)

[法非適用企業]資金の不足額=(歳入歳出差引額-翌年度に繰り越すべき財源)

・事業の規模

[法適用企業]事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業]事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業:地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、造成土地管理事業)

※法非適用企業:地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。